

組合速報 コロナ第16報

2021年1月21日(木) 16時
静岡県消防設備保守点検業
協同組合(理事長 西川和宏)

組合員及び組合関係各位

国の情報は「内閣官房広報室HP」から！

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

静岡県内の情報は「静岡県HP」から！

<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

1 今どんな状況か？

(1) 政府は、令和2年10月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ「11/26(木)～12/16(水)」を「勝負の3週間」と位置づけ、様々な対策を実施しました。



(2) しかし、感染拡大は止まず、令和3年1月7日(木)に4都県、更に1月13日(水)には7府県を対象地域として、緊急事態宣言が発令されました。期間は「4都県=1/8(金)～2/7(日)」及び「7府県=1/14(木)～2/7(日)」。解除は、国の感染警戒区分「ステージⅢ」相当が判断の目安とされています。

(3) 今は、変更した基本的対処方針に基づき、分科会の提言等も踏まえ緊急事態宣言・完了日(2/7)に向け特措法改正(罰則追加)も視野に入れ、国をあげて感染拡大防止対策を実施しているところです。なお、国等は遵守すべき生活様式や協力要請事項を示すとともに、各業界団体にはガイドライン策定による感染拡大防止を働き掛けています。

(4) 一方、県内では、令和3年1月11日(月)の「1日新規感染者127名(新聞報道)」が過去最多となるなど感染まん延が続いたため、静岡県は1月12日(火)に国の感染警戒区分を「ステージⅢ」、県独自の警戒レベルを「レベル5・特別警戒」に引き上げました。また、1月14日(木)には「11都府県の緊急事態宣言を踏まえた県対応方針」等を策定し、同方針に基づく対策をスタートさせました。

(5) ところが、東部地域が国の感染警戒区分「ステージⅣ(緊急事態宣言レベル)」に近づいたことや英国由来の変異型ウイルス感染者の発生確認(1/18)もあったことから、1月19日(火)に静岡県は県独自の「感染拡大緊急警報」を発令しました。同日午後、県庁で臨時記者会見を行った川勝知事は、「基本的な感染防止対策(1/14県方針)は変わらない」とし、県民・県内団体に対し感染症対策の基本の徹底を求めました。

2月7日(日)に向け感染拡大の沈静化を目指す

【 説明（1 ページ） 】

用語等	説明など								
4 都県	・ 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県								
7 府県	・ 栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県								
緊急事態宣言	・ 国内で発生した新型インフルエンザ等が二つの条件（＝国民の生命や健康に著しい被害の恐れ、全国的・急速なまん延で国民生活・経済に甚大な影響の恐れ）を充たす時、内閣総理大臣が特措法に基づき発令（実施期間は2年を超えない期間。ただし1年延長可）。対象地域の都道府県知事は、感染防止に必要な協力要請や指示等を実施できる。								
国の感染警戒区分	・ 各都道府県が感染状況を判断する目安として政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が令和2年8月7日（第5回分科会）に提言した区分。(1) 病床の逼迫度、(2) 療養者数、(3) PCR検査の陽性率、(4) 1週間当り新規感染者数、(5) 感染者数の前週比、(6) 感染経路不明者の割合——の6指標で感染状況を判断する。								
静岡県の6段階警戒レベル	6 指標 国の警戒区分	病床使用率		10万人 当り療 養者数	PCR 検査 陽性率	10万人当 り新規感 染者数	1週間感 染者増 減率	感染経 路不明 者割合	
		全病床	重症患 者						
	レベル6 都市封鎖級	ステージ4 (感染爆発)	50% 以上	50% 以上	25人 以上	10% 以上	25人 以上	1.0 超	50% 以上
	レベル5 特別警戒	ステージ3 (〃 急増)	20% 以上	20% 以上	15人 以上	10% 以上	15人 以上	1.0 超	50% 以上
	レベル4 警戒 レベル3 注意	ステージ2 (〃 漸増)	感染者の漸増、医療提供体制への負荷が蓄積する段階						
		ステージ1 (〃 散発)	感染者の散発的発生、医療提供体制に特段の支障がない段階						
変更した基本的対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法第15条第1項に基づき設置された政府の対策本部が、特措法第18条に基づき諮問委員会等の専門家の意見を聞き決定する、新型コロナウイルスの感染状況や対策を実施する根拠となるべき「統一的な指針」のこと。 ・ 令和2年3月28日、政府の対策本部が設置された時に策定され、その後、6回変更（4/7・4/11・5/4・5/21・1/7・1/13）されている。 								
国をあげて感染防止対策を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月7日（木）決定の緊急事態宣言（主な措置）は下記。1月13日（水）決定の緊急事態宣言も、対象地域の拡大（+7府県）及び開始日以外は1月7日（木）4都県と基本的には同じ内容。 <ol style="list-style-type: none"> 1 不要不急の外出自粛を徹底。 2 飲食店の20時までの時間短縮。 3 テレワーク・ローテーション勤務推進による出勤者数7割減。 4 スポーツ観戦・コンサートなどの入場制限（5千人以下かつ50%以下）。 5 学校設置者や大学等に一律に臨時休業を求めず。入試は予定通り実施。 6 保育所・放課後児童クラブは原則開所を要請する。 7 解除基準＝国の感染警戒区分「ステージ3」相当を視野に総合的に判断。 8 11都府県知事と国との連絡会議を設置、徹底した水際作戦の実施など。 								

遵守すべき生活様式や協力要請事項

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □ 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □ 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □ 時差通勤でゆったりと □ オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

感染リスクの高まる「5つの場面」

① 飲酒を伴う
懇親会など

② 大人数・長時間におよぶ飲食

③ マスクなしの
会話

④ 狭い空間での
共同生活

⑤ 居場所の切り
替わり



2 業種別ガイドライン等について

- ・ 国のホームページ（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）に、各業種団体が策定した「感染拡大予防ガイドライン」が公開されています。
→ <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210108>
- ・ (1) 警備業と、(2) ビルメンテナンス業をみてください。
→ 一般社団法人・全国警備業協会 <http://www.ajssa.or.jp/>
→ 公益社団法人・全国ビルメンテナンス協会
<https://www.j-bma.or.jp/covid-19-guideline>



- (1) 警備業 …………… 令和 2 年 5 月 14 日策定、随時改訂
「警備業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン／全 8 頁」
基本的な考え方、具体的な対策、感染リスク評価と対策、感染者が発生した際の対応など
- (2) ビルメンテナンス業 …… 令和 2 年 5 月 29 日策定
「ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン／全 7 頁」
1 策定の趣旨 2 感染防止のための基本的な考え方
3 講じるべき具体的な対策 …… 健康管理、通勤、勤務・教育、休憩等、
車両・装備品・設備、意識向上、契約先との緊密な連携、業務別の感染リスク評価、感染者等が発生した際の対応（自社、契約先）、
契約先との事前協議、官公庁・保健所等との連絡体制など

県内の最新ニュース

朝日新聞 R3.1.11（月・祝）朝刊・県内版

「 県と静岡、浜松両市は 10 日、新たに 127 人の新型コロナウイルス感染を確認したと発表した。(略) 焼津市の水産加工業者 16 社でつくる協同組合「焼津水産加工センター」は、9 日、ホームページで加盟 7 社の計 13 人が感染したと発表した。」



静岡市消防局 査察課長通知 (R2.12.18)も参照のこと


- ・ 令和 2 年 12 月 18 日（金）15 時 45 分、組合事務局から全組合員等へ一斉ファクス済み「新型コロナウイルス感染防止対策の呼掛けについて(通知)」

3 静岡県HP = 「感染拡大緊急警報」発令(1/19 火)下での注意事項

静岡県では、医療・福祉施設や家族内などでの感染拡大が急速に進み、県の警戒レベルでは「警戒レベル5（特別警戒）」、国の感染警戒区分では「ステージⅢ」となっています。令和3年1月18日（月）、厚生労働省により本県感染者のうち3人に英国の新型コロナウイルス感染症の変異株が確認されたと発表されました。3人は濃厚接触者が特定され、不特定多数との接触は確認されていません。一方、静岡県の医療提供体制は、1月18日（月）現在の病床の占有率が県全体で46.3%、東部においては67.4%であり、厳しい状況が続いています。

変異株は、感染力が高いとの情報がありますので、国のモニタリング等による追加的情報が明らかになるまでの間は、当面の緊急対応として、感染防止対策をこれまで以上に徹底するとともに、医療提供体制をさらに強化する必要があります。

県民の皆様には、以下の8つの対策を重点的に行うようお願いします。

- 
- ① マスクの着用、手指の消毒、三密を避けるなど、基本的な感染防止対策を徹底してください。
 - ② 東京都、神奈川県、愛知県など11都府県に緊急事態宣言が発出中です。2月7日（日）まで、県境をまたぐ不要不急の往来は、自粛をお願いします。緊急事態宣言・発出地域への出勤は7割を目標に削減をお願いします。
 - ③ 人の移動や人に会うことは感染リスクです。県内でも、不要不急の外出を控えてください。特に、県境地域や東部地域など感染拡大地域と交流が活発な地域では細心の注意が必要です。
 - 4 感染の機会は、マスクを未着用での会話等です。常にマスクを着用し、人と人との距離の確保（可能な限り2m）をお願いします。
 - ⑤ 飲食は黙って行い、会話時にはマスクを着用してください。同居家族以外の方とは、飲食店だけでなく、職場の休憩室等を含め、会食（会話をしながらの食事）を行わないでください。
 - ⑥ 高齢者など重症化しやすい方がいる家庭では、家庭内感染を避けるため、同居家族であってもマスクの着用、十分な換気、食事を別に食べることなどの感染防止対策をお願いします。
 - 7 最近のクラスター発生店舗は、感染防止対策が不十分でした。飲食店等事業者の皆様には、各業種組合のガイドライン等による感染防止対策の徹底を常に行っていただくよう、お願いします。
 - 8 受験シーズンの中、外出せざるを得ない受験生においては、感染防止対策の徹底をお願いします。

参考 静岡県内の状況 R3.1.20 (水) 公表 「4,029 例 (累計)」

資料出所；静岡県公式ホームページ
「新型コロナウイルス感染症関連情報」

市町名等		R2.10月末 累計	前日 1.19 火 累計 A	R3.1.20 水 累計 B	増=B-A	備考 (クラスターR2.11.30)
賀茂保健所管内		11	20	20	-	
1	下田市	2	2	2	-	
2	東伊豆町	2	8	4	-	
3	河津町	-	1	-	-	
4	南伊豆町	4	6	6	-	
5	松崎町	1	1	1	-	
6	西伊豆町	-	-	-	-	
-	賀茂保健所・非公開	2	2	2	-	
熱海保健所管内		54	255	259	4	(4)
7	熱海市	39	78	80	2	2
8	伊東市	14	176	178	-	2
-	熱海保健所・非公開	1	1	1	-	
東部保健所管内		61	535	551	16	(2)
9	沼津市	8	171	176	5	1
10	三島市	4	131	136	5	
11	裾野市	-	23	24	1	
12	伊豆市	3	30	30	-	
13	伊豆の国市	17	82	84	2	1
14	函南町	-	16	16	-	
15	清水町	5	32	35	3	
16	長泉町	3	29	29	-	
-	東部保健所・非公開	21	21	21	-	
御殿場保健所管内		18	77	78	1	(1)
17	御殿場市	5	60	61	1	1
18	小山町	4	8	8	-	
-	御殿場保健所・非公開	9	9	9	-	
富士保健所管内		51	477	483	6	(6)
19	富士市	28	360	366	6	6
20	富士宮市	22	116	116	-	
-	富士保健所・非公開	1	1	1	-	
21	静岡市	106	1,111	1,122	11	(13)
中部保健所管内		22	341	347	6	(1)
22	島田市	6	57	58	1	
23	焼津市	5	158	159	1	1
24	藤枝市	5	75	75	-	
25	牧之原市	3	40	44	4	
26	吉田町	1	10	10	1	
27	川根本町	-	-	-	-	
-	中部保健所・非公開	2	1	1	-	
西部保健所管内		60	285	295	10	
28	磐田市	14	78	82	4	
29	掛川市	16	76	77	1	
30	袋井市	8	40	40	-	
31	御前崎市	3	9	10	1	
32	菊川市	3	15	16	1	
33	湖西市	5	51	54	3	
34	森町	-	5	5	-	
-	西部保健所・非公開	11	11	11	-	
35	浜松市	234	758	768	10	(9)
-	その他(県外等)	40	105	106	1	
計		657	3,964	4,029	65	(36)

・全国累計(R3.1.19) 334,328 人 → <1.20> 339,744 人 = 増減+ 5,416 人 ★死者累計 4,647 人
 ・世界累計(R3.1.19) 95,554,257 人 → <1.20> 96,157,521 人 = 増減+603,264 人 ★死者累計 2,056,963 人